電気通信市場の環境変化に対応した 接続ルールについて

平成21年3月16日東日本電信電話株式会社

はじめに

固定ブロードバンド市場における接続ルールは、ここ数年毎年のように情報通信審議会・研究会で議論を積み重ねてきた結果、昨年度のNGNの接続ルールの整備をはじめとして、一定の整理が図られているものと認識しています。

こうした中で、今回、残された個別の課題に対するこれまでの当社の取り組みと考え を述べさせていただきます。

また、今回新たに、携帯電話の接続料がテーマとして掲げられましたので、固定系の 事業者としての立場から意見を述べさせていただきます。

目 次

1. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備 ・・・ P 2~15

2. NGNのプラットフォーム機能について ・・・ P16~19

3. 携帯電話の接続料等について ••• P20~27

(参考資料) P28~32

1. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

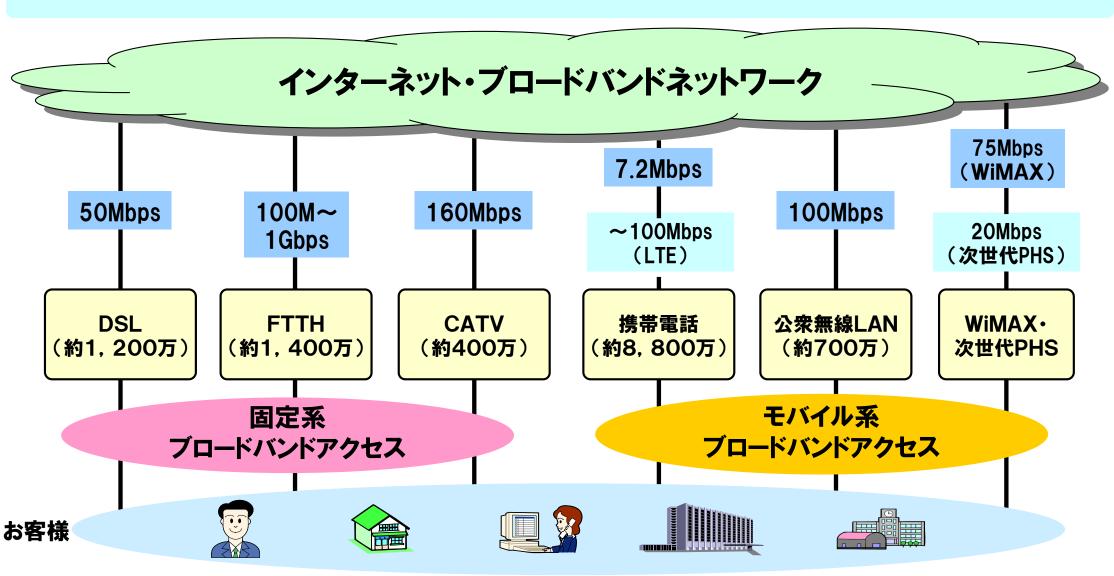
■固定ブロードバンド市場では、DSL、FTTH、CATVなど、多様なアクセス手段が存在し、 首都圏を中心として熾烈な競争が展開されています。

その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。

- 【資料1】多様なブロードバンドアクセス
- 【資料2】固定ブロードバンド契約数の推移
- 【資料3】首都圏における競争状況
- 【資料4】世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス

【資料1】多様なブロードバンドアクセス

■ 固定系ブロードバンドアクセスであるDSL・FTTH・CATVに加え、携帯電話、公衆無線LAN等のモバイル系 ブロードバンドアクセスも展開されており、お客様は多様なアクセス手段を選択可能。



(注)速度に関する数値は商用サービスの速度であり、ベストエフォートでの最大値。 なお、LTE・次世代PHSは商用化前であり、理論上の最大値。

DSL:NTT東 フレッツADSL等

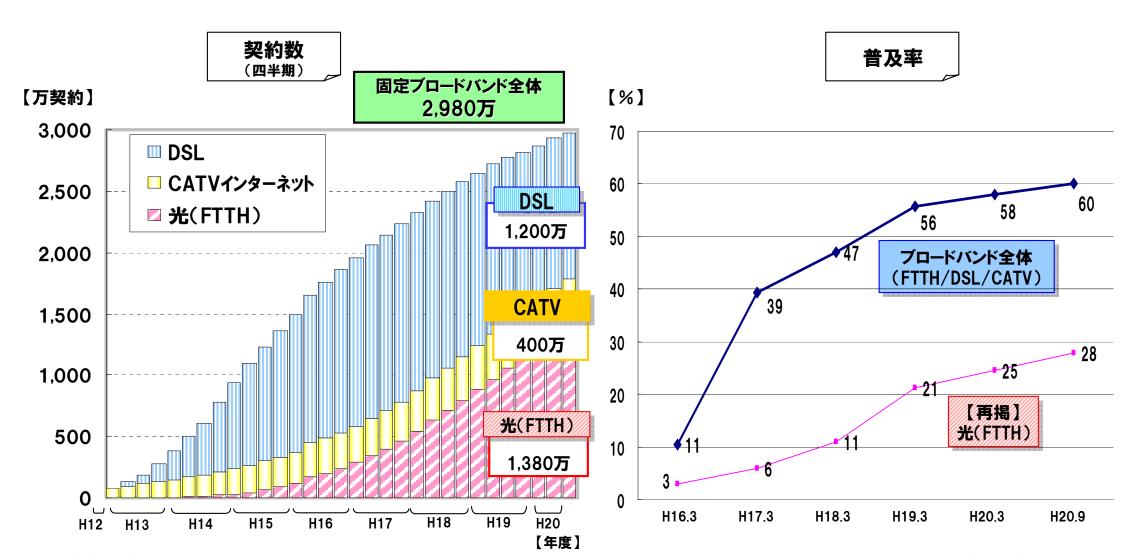
FTTH:NTT東 Bフレッツハイパーファミリータイプ等

CATV: J:COM様等

(出典)DSL·FTTH·CATVの契約数は「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表」(H20.9月末時点) 携帯電話・公衆無線LANの契約数は「電気通信事業分野における競争状況の評価2007」(H19.12月末時点)

【資料2】 固定ブロードバンド契約数の推移

■ DSL、光(FTTH)、CATVインターネットなど多様なブロードバンドサービスが展開。H20年9月末現在、 固定ブロードバンド契約数は2,980万。

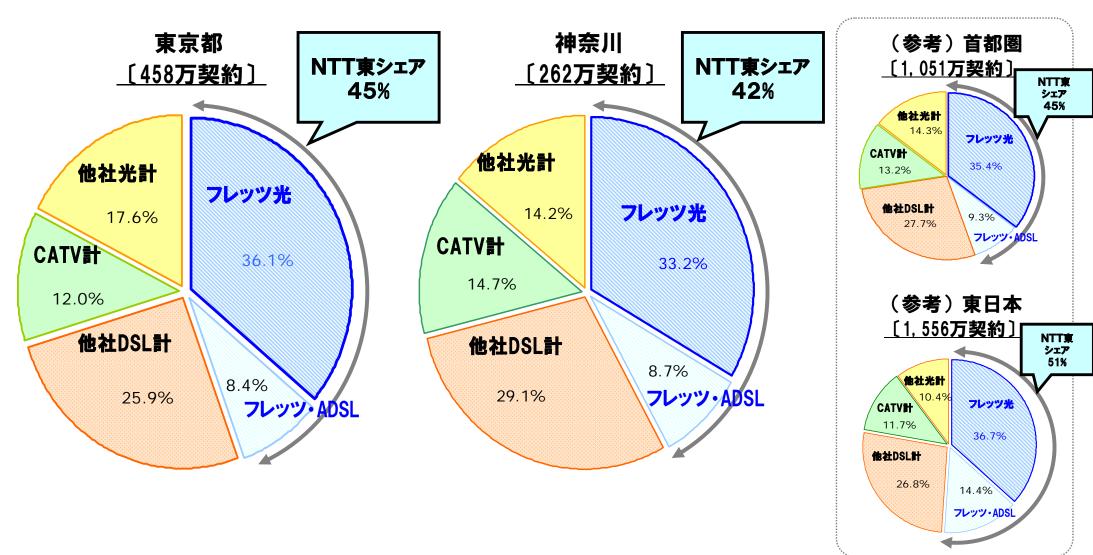


(出典)総務省公表値 H20.9月末時点

※普及率:契約数:世帯数(平成17年国勢調査結果)

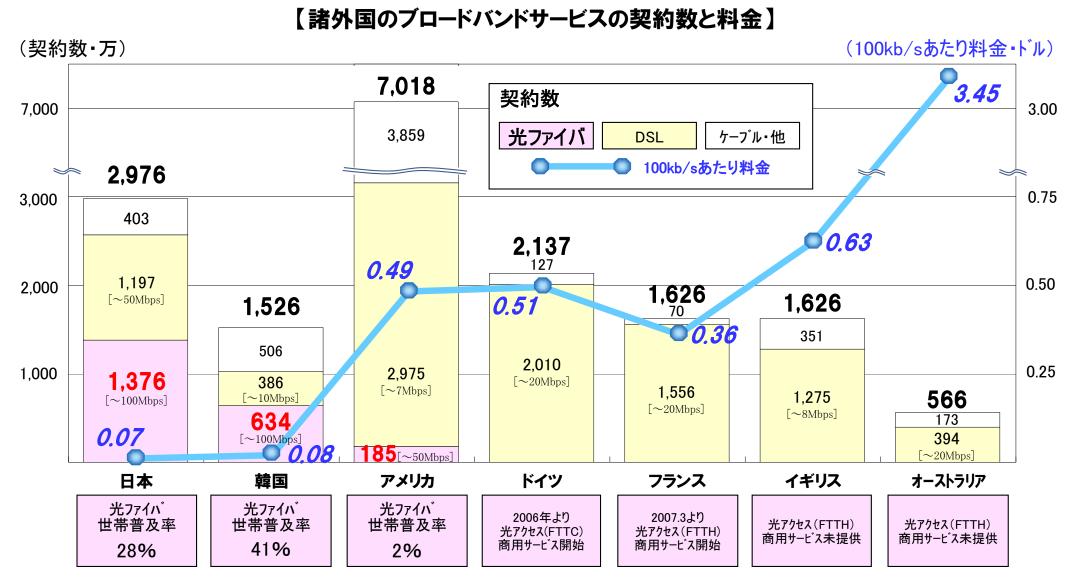
【資料3】首都圏における競争状況

■ 固定ブロードバンド市場におけるNTT東日本のシェアは、東京都で45%、神奈川県で42%と熾烈な競争が展開。



【資料4】世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス

■ 光サービスは、日本が世界に先駆けて普及。世界で最も低廉な料金水準でサービスを提供。



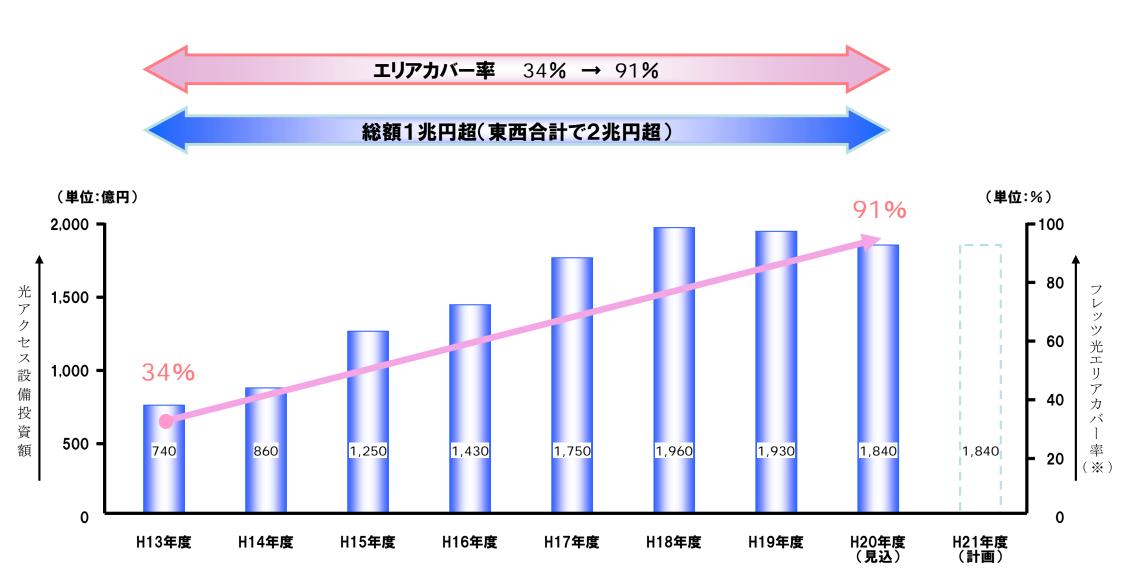
契約数:日本・韓国は08.9月末、アメリカは07.12月末、ドイツ・フランス・イギリスは08.3月末、オーストラリアは08.6月末時点。100kb/sあたり料金:ITU Internet Report 2006より

■世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現した背景には、当社が光アクセスの構築を積極的に推進し、エリア拡大を図ってきたことに加え、ドライカッパ、ダークファイバ、局舎コロケーション、電柱・管路の開放等、積極的にアンバンドル/オープン化を推進してきた結果、接続事業者様が自前でネットワークを構築できる環境が十分整っていることにあると考えます。

- 【資料5】 世界に先駆けた光アクセスへの投資とエリア展開
- 【資料6】 他事業者様は独自のネットワークを構築
- 【資料7】 主要国とのブロードバンド規制比較

【資料5】世界に先駆けた光アクセスへの投資とエリア展開

- ■光ブロードバンドサービスの拡大に向け、積極的なエリア拡大に取組み、今年度末でエリアカバー率は91%。
- ■平成13年度から平成20年度累計で、1兆円超(東西合計で2兆円超)の光アクセス投資。



【資料6】他事業者様は独自のネットワークを構築

■ 光ファイバや局舎、電柱・管路等のオープン化により、他事業者様はこれを自由に組み合わせて、独自の IPネットワークを構築している。

				_		
		NTT東日本	電力系・CATV事業者様 KDDI様、USEN様 SBB様、イーアクセス様			
接続形態	ネットワーク	IPネットワーク (NGN、地域IP網 等)	自前 IPネットワーク	自前 IPネットワーク		
	アクセス	光ファイバメタル回線	自前光ファイバ自前同軸	光ファイバ (ダーク・シェアド) メタル回線 (ドライカッパ等)		
	主刀《石米石	FTTH:570万契約	FTTH:162万契約			
	契約数 	ADSL :225万契約	CATV :182万契約	ADSL :417万契約		
提供実績	ネットワーク	_	_	局舎コロケーション:4.6万架 中継光ファイバ:5.2万芯		
	アクセス	_	電柱 : 365万本 管路・とう道: 4,165km	加入ダークファイバ:25万芯 ドライカッパ:247万契約 ラインシェアリング:315万契約		

注1:契約数はH20.9月末(当社業務エリア) 総務省公表値及び当社調べ 注2:提供実績はH20.12月末、電柱・管路・とう道のみNTT東・西の合計値

【資料7】主要国とのブロードバンド規制比較

■ 主要国において、光インターネットのアクセス部分(光ファイバ)やネットワーク部分(IP網)をアンバンドルし、 提供義務があるのは日本のみ。

		日本	米	英	仏	独	EU
	メタル 〔ドライカッパ〕	提供義務 あり	あり	あり	あり	あり	EUは競争 評価の実施 を義務付け 各国の提供 を義務付け
アクセス部分の アンバンドル	メタル〔回線共用〕	あり	なし (H15年に廃止)	あり	あり	あり	
	光ファイバ	あり	なし (H15年に廃止)	なし	なし	なし (H17年に廃止)	
ネットワーク部分(IP網)の アンバンドル		あり	なし	なし	なし	なし	

■当社は、これまで接続事業者様から寄せられた様々なご要望に対して個別にご相談させて頂き、例えば、屋内配線工事の実施やFTTRサービス(柱上VDSL接続)の実現等、ご利用しやすい環境作りに努めてきており、今後とも、可能な限り接続事業者様のご要望にお応えしていきたいと考えています。

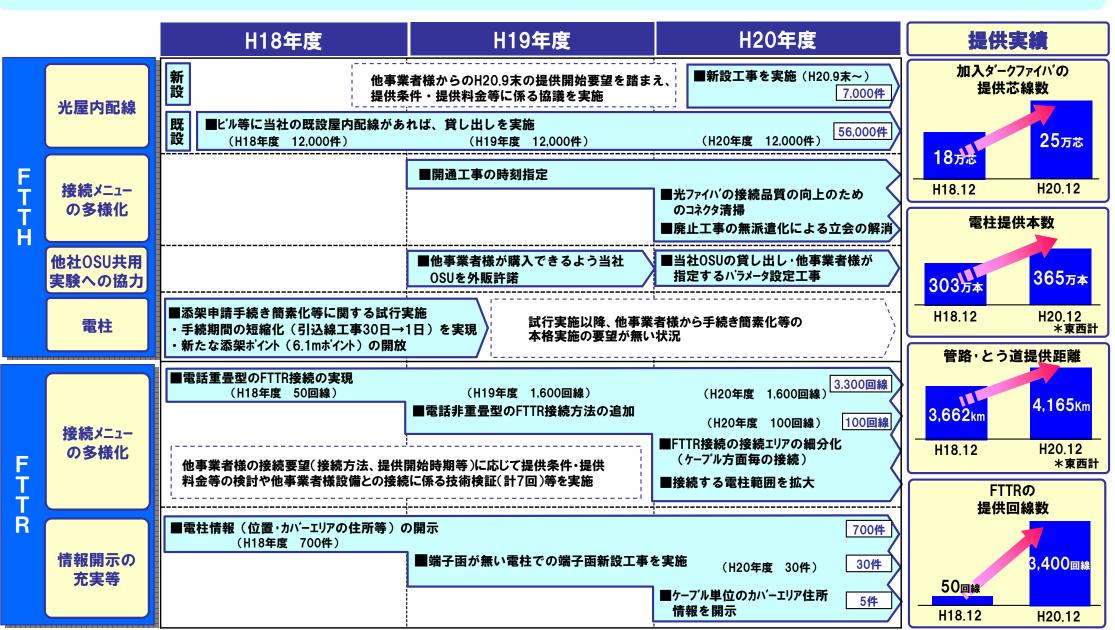
ただし、今回の検討対象事項のうち、WDM装置の設置等、新たに設備を構築することまで当社に義務づけたり、誰でも設置できる屋内配線工事を規制の対象とすることは、過剰な規制であると考えます。

【資料8】 オープン化の取り組み状況

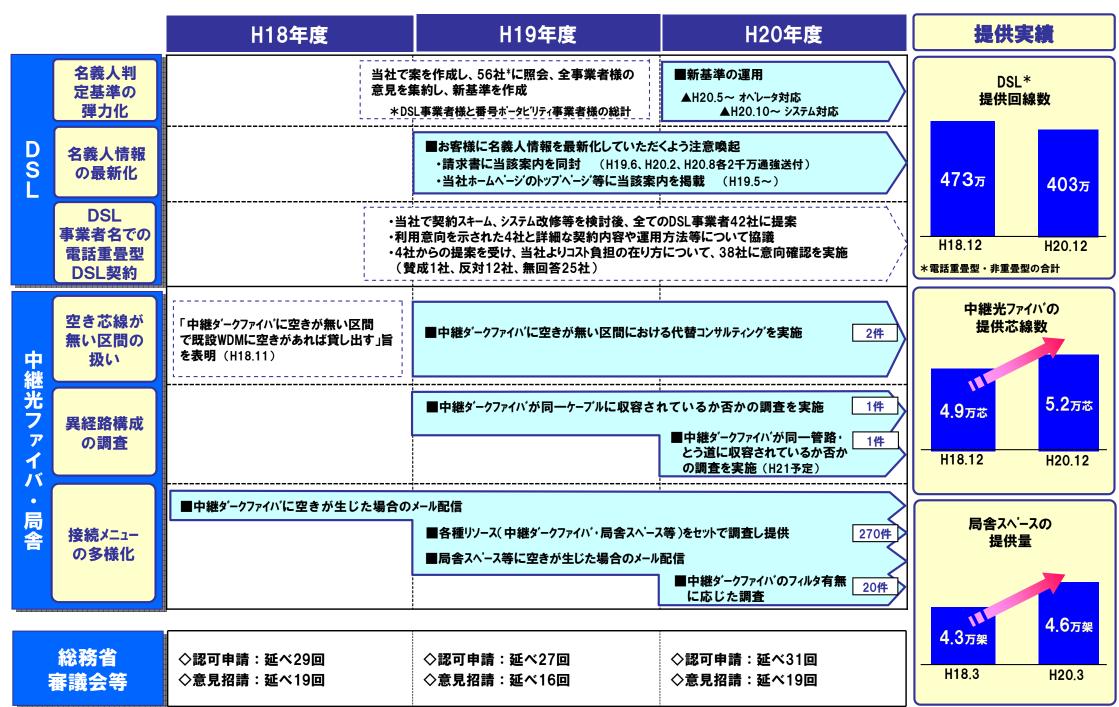
【資料9】 固定ブロードバンド市場の論点に対する当社の考え方

【資料8】 オープン化の取り組み状況(1/2)

■ 当社は、光ファイバや局舎、電柱・管路・とう道といった当社設備を他事業者様の要望に応じて提供するとともに、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を年々図ってきている。



【資料8】オープン化の取り組み状況(2/2)



【 資料9 】 固定ブロードバンド市場の論点に対する当社の考え方(1/2)

x サ

FTTHサービス の屋内配線

- 屋内配線には、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しない。また、接続約款化し、当社に 設置工事を義務づけたり、料金を規制することは、過剰な規制。
- 屋内配線は事業者間で転用できるようにすることが望ましいが、屋内配線は、お客様のご了解をいただいて、 お客様宅内に設置させていただく設備であるため、お客様のご指示に従って対応せざるをえず、ルール化に馴 染まない。また、屋内配線は、光コンセント化を進めているが、現時点では、他事業者様を含めて、再利用した くても出来ない什様・工法のものが多く、まずは、再利用できるような什様・工法にしていくことが必要。このよう に様々な課題が存在することから、当社だけでなく、他事業者様も含め、関連する業界全体として取り組んで いくことが必要。

ドライカッパの サブアンバンドル (FTTRサービス)

- ・当社は、他事業者様からのFTTRサービス実現に向けた多様な要望に応じて、接続メニューの多様化や情報 開示の充実等オープン化の取り組みを実施しているところ。
- ・ドライカッパの下部区間(き線点からお客様宅まで)を保守し、維持・運用していくためには、上部区間を含めた ドライカッパの全区間が必要であるため、当該事業者様に全区間の設備コストをご負担いただくことが必要。

名義人情報の 最新化

- ・当社は、他事業者様がDSLサービスを円滑に提供できるよう、名義人の判定基準の弾力化に取り組んできた ところ。
- 当社は、お客様に名義人情報を最新化していただくよう注意喚起するため、請求書に当該案内を同封(累計6) 千万通以上)したり、当社ホームページのトップページ等に当該案内を掲載しており、 今後も引き続き取り組ん でいく考え。
- 事業者間相互での番号ポータビリティの増加に伴い、お互いに名義人を確認する必要が生じているため、名義 人情報の最新化は、当社だけでなく、他事業者様も含め、業界全体として取り組んでいくことが必要。

DSL事業者名での 電話重畳型 DSL契約

- ・当社は、電話重畳型DSLサービスの事業者名の申込みの扱いについて、利用意向を示された4事業者様と 協議を重ね、契約内容や業務仕様・お客様への周知方法は、概ね意見が一致したと認識。
- ・現時点では、システム改修等に係る費用の負担方法について、利用意向を示された事業者様と利用意向のな い事業者様との間で意見の相違があるが、合意が図られ次第、所要の準備を進めていく考え。

中継ダークファイ

【資料9】固定ブロードバンド市場の論点に対する当社の考え方(2/2)

中継ダークファ イバの空き芯線 がない区間にお けるWDM装置 の設置

- ・当社は、中継ダークファイバに空き芯線がない区間において、既にWDM装置が設置されており、空きがある場合には、他事業者様に貸し出しを行う旨を表明している。また、他事業者様からの要望に応じて、代替手段のコンサルティングをさせていただく手続きを接続約款に規定し、現在までに、2事業者様からご要望を頂いているなど、当社において可能な施策は全て実施しているところ。
- ・現行の接続ルールは、既設の設備量の範囲内で貸し出すルールであり、新たに設備を構築することまでを強制するものではない。
- ・非ブロードバンド地域の解消に向け、当社も様々な取り組みを行っているが、国や自治体等の支援が不可欠。 ブロードバンド化にあたっては、光ファイバだけではなく、無線設備や衛星設備など幅広い技術的な検討を行った上で、解決策をさがしていくことが必要。

中継ダークファイ バに係る線路情 報の開示

- ・当社は、既設の中継ダークファイバの異経路構成の確認について、調査実費をご負担いただいた上で、他事業者様の要望内容に応じて、既に2件の調査を実施しているところ。
- ・新規の中継ダークファイバの異経路構成の確保についても、同様の方法で実施可能と考えられるので、ご要望をいただければ、実施させていただく考え。(ただし、道路管理者等からケーブルの移設を求められた際には、 異経路構成が確保できなくなる場合があることを、予めご了承いただくことが必要。)

2. NGNのプラットフォーム機能について

- ■当社のNGNは、オープン&コラボレーションを基本思想に、UNI、NNI、SNIのインタフェース条件を開示しています。
- ■ただし、現時点では、当社のNGNは、通信サービスを実現するために必要な品質制御機能等を 包含した「通信機能」は備えていますが、通信機能から独立した「プラットフォーム機能」は具 備していません。

今後、国際的な標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえるとともに、多様なプレイヤーとの協業も含め、NGNを通じてより多くのお客様に多彩なサービスをご利用いただけることを目指して、検討していく考えです。

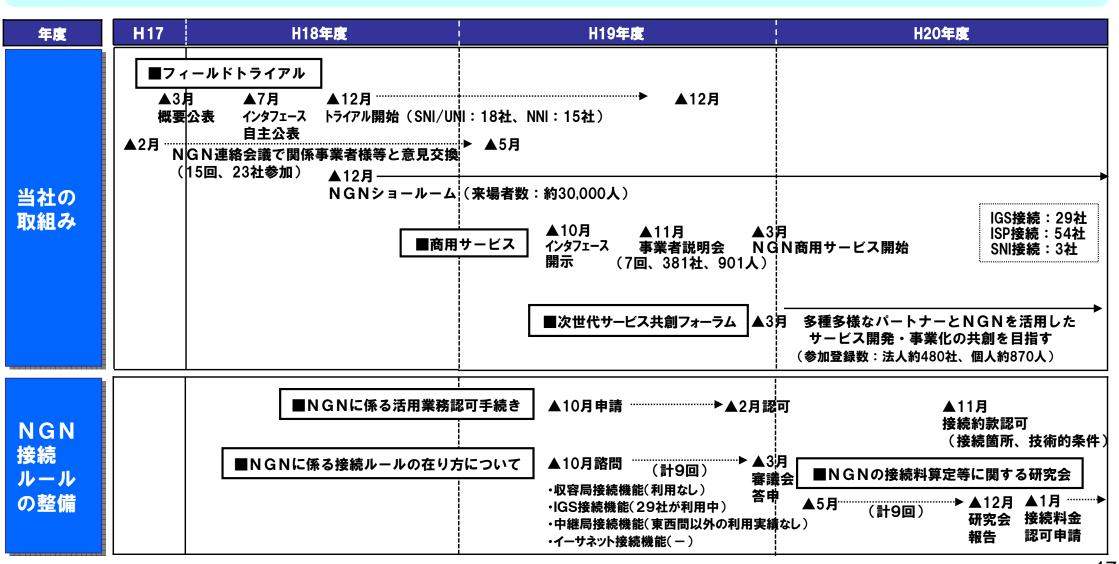
【資料10】 NGNにおけるオープン&コラボレーションの取り組み

【資料11】 NGNにおけるアンバンドル機能

【資料12】 プラットフォーム機能について

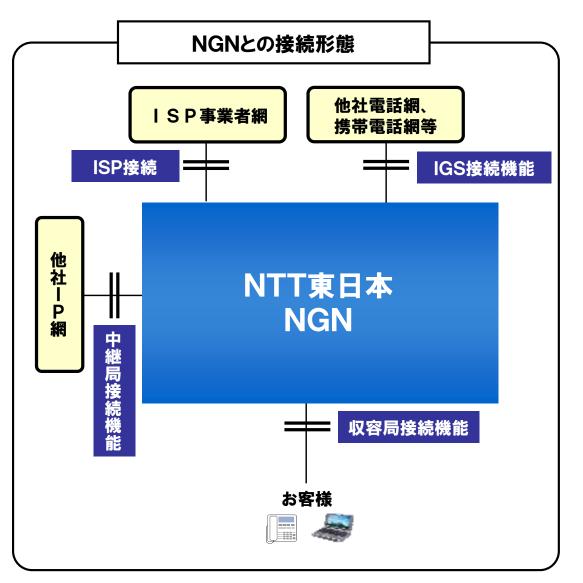
【資料10】NGNにおけるオープン&コラボレーションの取り組み

- 国際的な標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえるとともに、多様なプレイヤーとの協業も含め、より多くのお客様に多彩なサービスをご利用いただけるネットワークを目指し、自主的にオープン化を推進。
 - ・フィールドトライアルの実施 ・NNI、SNI、UNIといったインタフェースの自主的開示 ・次世代サービス共創フォーラム
- NGNの接続ルールは、情報通信審議会等で各事業者様の意見等も踏まえ十分にご審議いただき、アンバンドル機能ごとの接続料を設定。



【資料11】 NGNにおけるアンバンドル機能

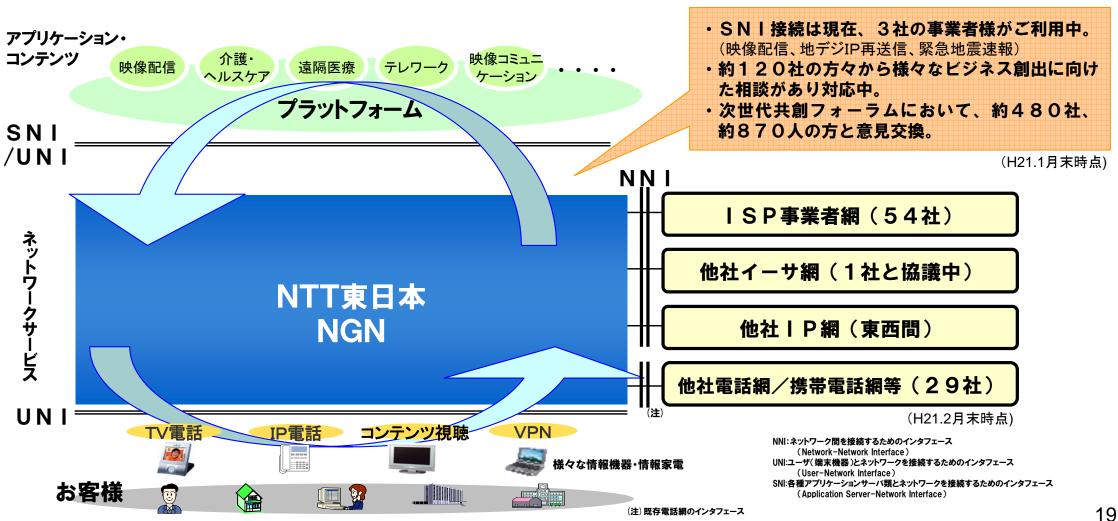
■ NGNの接続料については、情報通信審議会や研究会において十分議論され、本年1月、省令に基づく、アンバンドル機能毎に設定して認可申請しているところ。



機能の概要と接続料金(※認可申請中) 他事業者様が自らのアクセス回線を収容ルー 収容局 タに接続し、ISP等にルーティングする機能 接続機能 169万円/収容ルータ装置・月(※) 他事業者様が自らのIP網を中継局のゲート 中継局 ウェイルータに接続しNGNを利用する機能 接続機能 638万円/接続用ポート・月(※) 他事業者様が自網をIGSに接続して当社ひかり IGS 電話ユーザと通信を行う機能 接続機能 5. 73円/3分(※) ISP等が自網とNGNを接続し、お客様にイン ターネット接続を提供する機能 ISP接続 接続装置を個別負担

【資料12】 プラットフォーム機能について

- 当社のNGNは、現時点では、通信サービスを実現するために必要な品質制御機能等を包含した「通信機能」は備えている が、通信機能とは別に独立した「プラットフォーム機能」は具備していない。
- 今後、国際的な標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえるとともに、多様なプレイヤーとの協業も含め、NGNを通じてより多く のお客様に多彩なサービスをご利用いただけることを目指して、検討していく考え。
- プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者 の創意工夫に委ねることが重要。



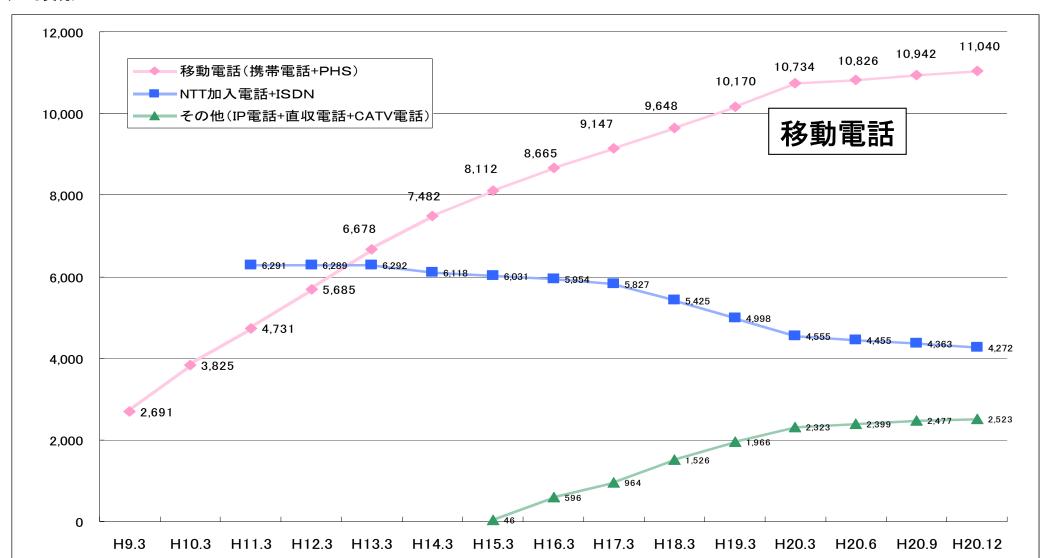
3. 携帯電話の接続料等について

- ■移動通信市場は、固定電話市場の2倍以上の1億1千万契約を有する巨大な市場に成長し、社会 経済的に非常に大きな影響力を有するようになっています。
- ■携帯電話の接続料については、事業者間の水準格差が拡大しています。 これは、お客様には着信先の事業者を選択できない(着信先の事業者がどこかも分からない)ため、着信側事業者が自らの接続料を低廉化するインセンティブが働きにくいという構造も一因となっているものと考えます。
- ■また、自社やグループ内の通話料を無料としている事業者様は、無料サービスの財源を、他事業者に適用する接続料を割高に設定することによって補填している懸念があります。
- ■そもそも、携帯電話は国から有限希少な電波の割当を受けた限られた事業者様が提供するものであることから、EUでは、モバイル音声着信市場をSMP規制の対象とし、全ての携帯電話事業者様の接続料を規制しています。
- ■以上の点を踏まえ、全ての携帯電話事業者様を対象に、接続料の透明性を確保し、総務省殿において検証・是正する仕組みが必要であると考えます。
 - 【資料13】電気通信市場における契約数の推移
 - 【資料14】携帯電話事業者様の影響力は大きい
 - 【資料15】携帯電話事業者様の接続料水準
 - 【資料16】無料サービスの赤字を接続料で補填している懸念

【資料13】電気通信市場における契約数の推移

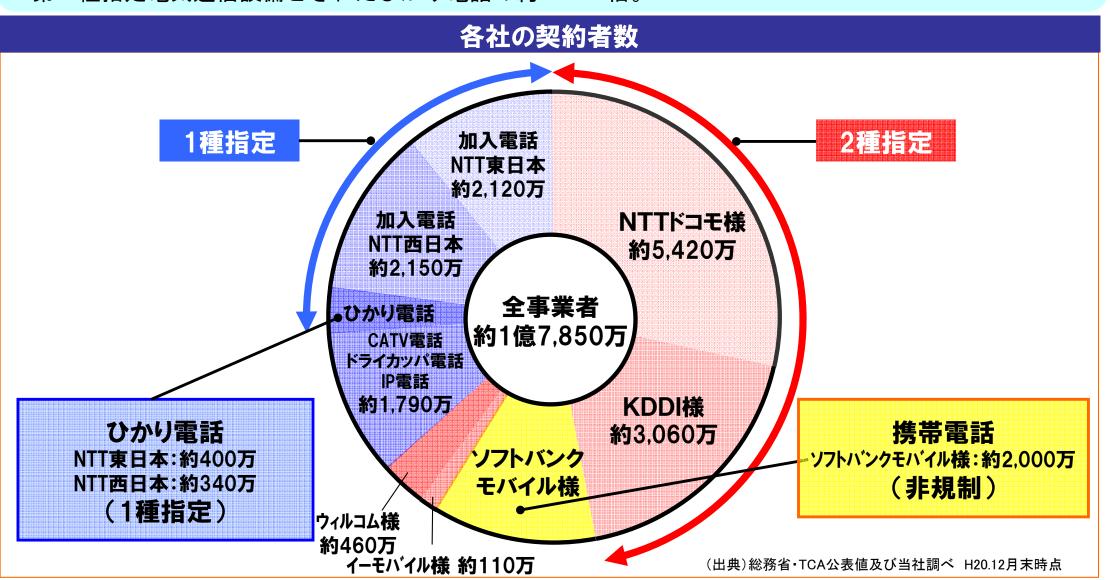
■ 移動電話は約1億1千万契約を有する巨大な市場に成長。

(単位:万契約)



【資料14】携帯電話事業者様の影響力は大きい

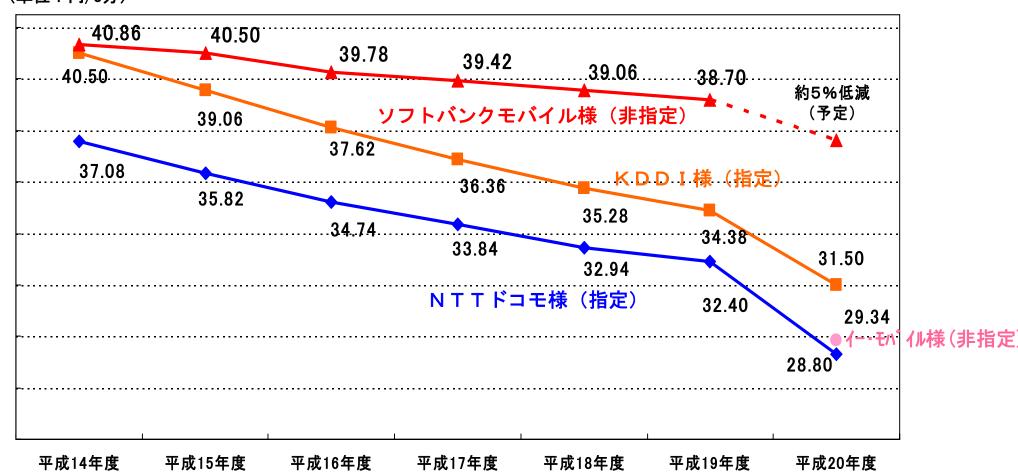
- 携帯電話市場は、固定電話市場の2倍以上の約1億1千万契約を有し、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定電話事業者からみると、影響力は非常に大きい。
- 第二種指定電気通信設備規制の対象外とされた事業者様でも約2,000万の契約者を抱えており、 第一種指定電気通信設備とされたひかり電話の約2.7倍。



【資料15】携帯電話事業者様の接続料水準

- 第二種指定電気通信設備規制が課されていない事業者様の接続料が相対的に高止まり。
- 携帯電話事業者間で、接続料水準の格差が拡大。



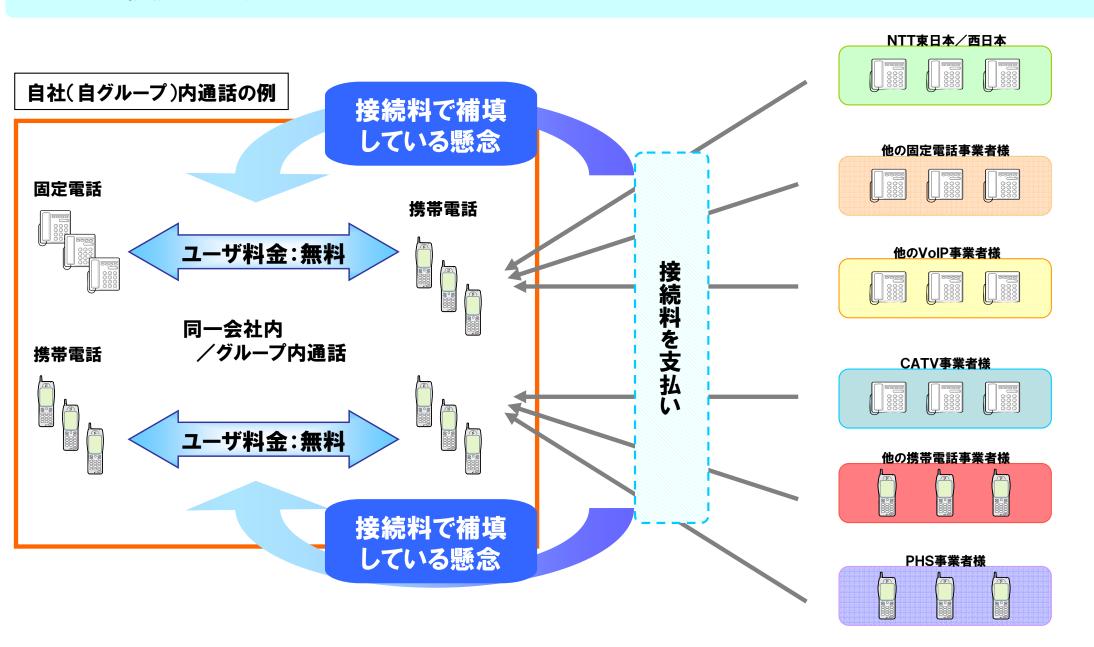


注1:情報通信審議会 電気通信事業政策部会・接続政策委員会 合同ヒアリング(第1回) 事務局資料より転載

注2:KDDI様・ソフトバンクモバイル様・イーモバイル様は別途、中継事業者への接続料が必要

【資料16】無料サービスの赤字を接続料で補填している懸念

■ 自社(自グループ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者様は、無料サービスの赤字を他事業者に 適用する接続料で補填している懸念がある。



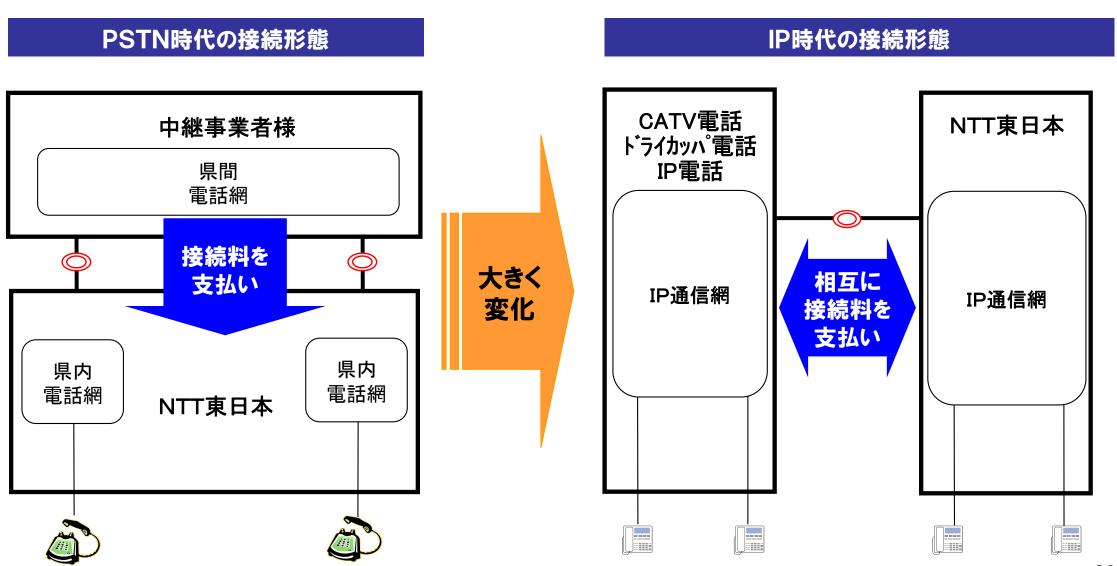
- ■当社と接続事業者様との接続形態は、従来、当社の固定電話網を中継電話事業者様に貸し出す形態が中心でしたが、CATV電話、ドライカッパ電話、IP電話の登場により、当社が接続料を受け取る形態から、お互いのネットワークを利用して接続料を支払い合う形態へと、大きく変化しています。
- ■当社のひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされたことにより、来年度以降は、 当社はひかり電話網の接続料を事業者均一にする必要があるとされた一方で、接続事業者様は従 来どおり接続料を自由に設定できることとされました。その結果、自らの接続料を低廉化するイ ンセンティブが働きにくい接続事業者様が、ひかり電話網の接続料よりも不当に高い水準の接続 料を設定する、いわゆる「逆ザヤ問題」が発生する懸念があります。
- ■こうした問題を解決するため、他事業者様の接続料の適正性について、総務省殿において検証する仕組みを設け、不当に高額である場合は、それを是正する措置が必要であると考えます。
 - ・「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書(平成20年12月25日)においても、「不当に高額な接続料の設定に関する申出等があった場合は、総務省において、事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じる必要がある。」と記載されています。

【資料17】接続形態の変化

【資料18】逆ザヤ問題について

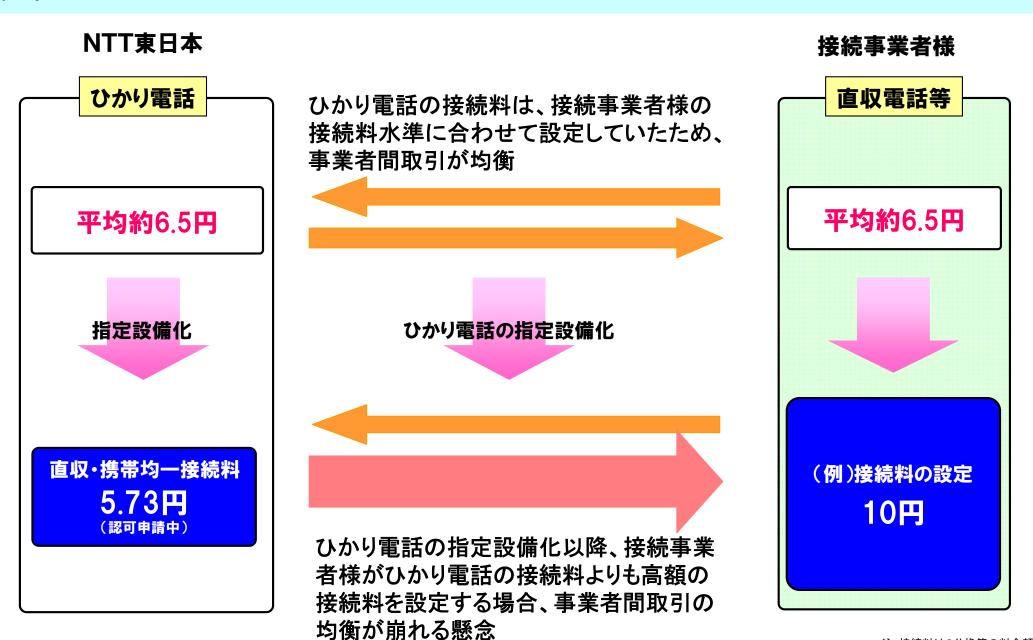
【資料17】接続形態の変化

■ 当社の固定電話網を中継電話事業者様に貸し出す形態が中心だったが、CATV電話、ドライカッパ電話、IP 電話の登場により、当社が接続料を受け取る形態から、お互いのネットワークを利用して接続料を支払い合う 形態へと、大きく変化。



【資料18】 逆ザヤ問題について

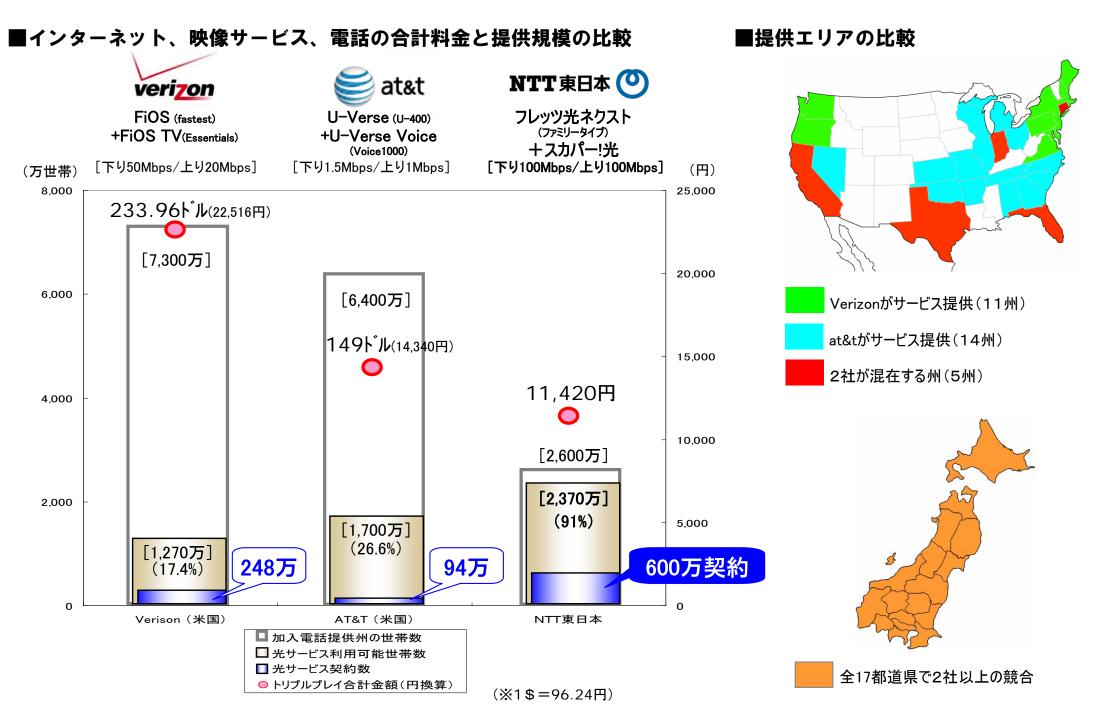
■ ひかり電話の指定設備化以降、事業者間取引の均衡が崩れる、いわゆる「逆ザヤ問題」が発生する懸念が ある。



(参考資料)

- 1. 米国キャリアとの光サービス提供状況比較
- 2. IRU方式等を活用した効果的な提供エリアの拡大
- 3. 新潟県 村上市朝日地区における光ファイバ活用例
- 4. ブロードバンドサービス市場の県別シェア

1. 米国キャリアとの光サービス提供状況比較



2. IRU方式等を活用した効果的な提供エリアの拡大

<自治体や地域との連携による提供活動>

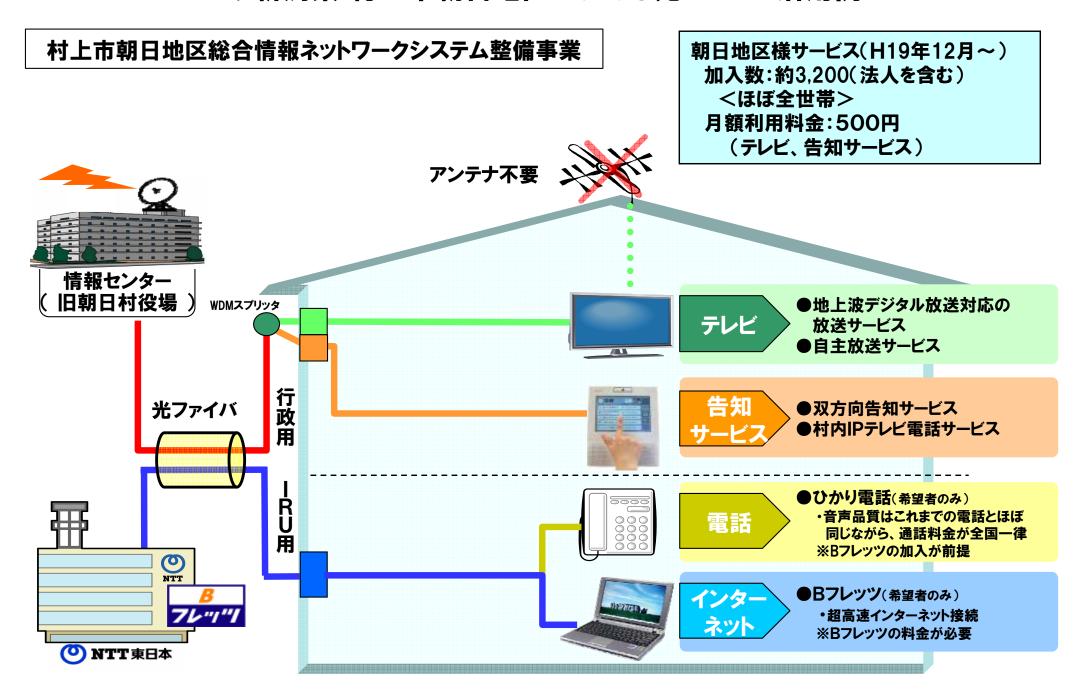
	IRU方式等	自治体と連携した 光サービス利用の 需要収集	合計
~H18年度	14	224	238
H19年度	13	45	58
H20年度 (見込み)	15	38	53
累計	42	307	349

<自治体や地域との連携によるエリア拡大事例>

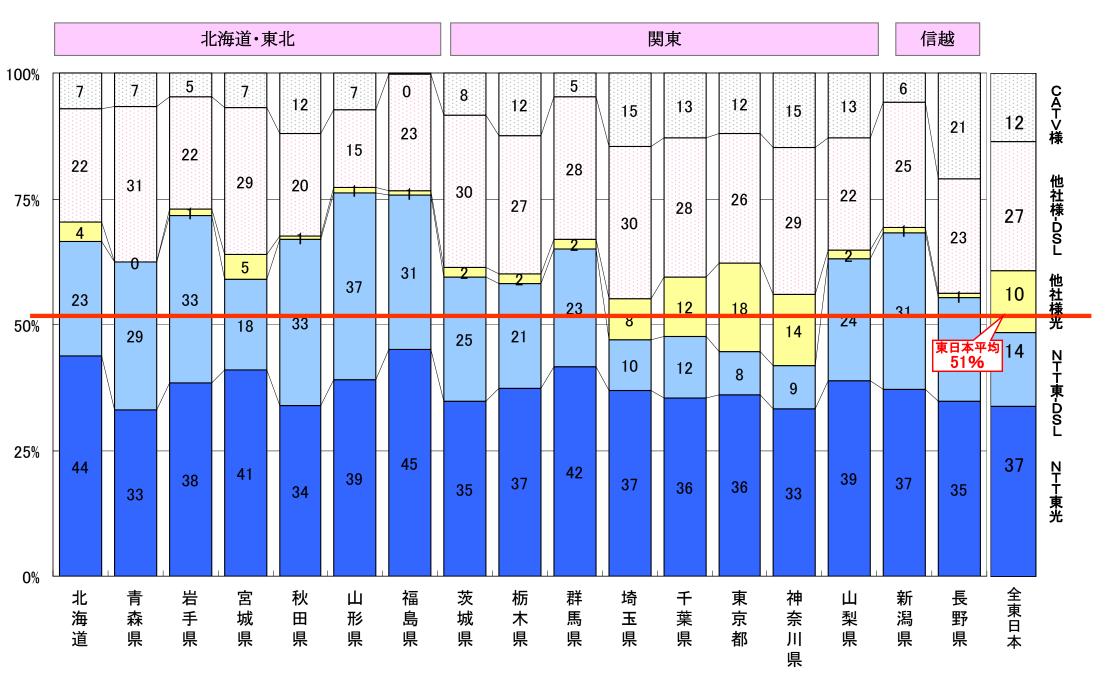


※ エリア拡大事例(構築中、ならびにサービス提供予定を含む)

3. 新潟県 村上市朝日地区における光ファイバ活用例



4. ブロードバンドサービス市場の県別シェア

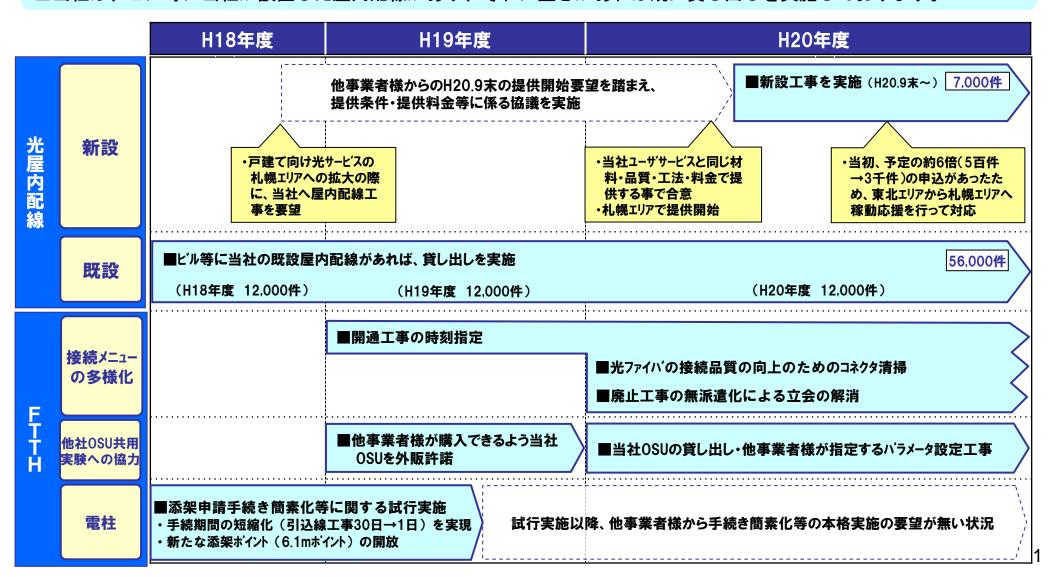


(別添) 固定ブロードバンド市場の論点に対する当社の取り組みと考え方

- 1. FTTHサービスの屋内配線
 - (1) 当社の取り組み
 - (2) 当社の考え方
- 2. ドライカッパのサブアンバンドル(FTTRサービス)
 - (1) 当社の取り組み
 - (2) 当社の考え方【参考1】
- 3. DSLサービス (名義人情報の最新化、DSL事業者名での電話重畳型DSL契約)
 - (1) 当社の取り組み
 - (2) 当社の考え方
- 4. 中継ダークファイバ(空き芯線がない区間におけるWDM装置の設置、線路情報の開示)
 - (1) 当社の取り組み
 - (2) 当社の考え方【参考2】

1-(1) FTTHサービスの屋内配線に対する当社の取り組み

- ■屋内配線は誰もが自由に設置できる設備でありますが、当社は、他事業者様から要望があれば、ビジネスベースで工事を実施しております。 (当該事業者様は、他エリアでは自ら工事を実施されており、当社に依頼しなければ工事が出来ないわけではありません。)
- ■当社は、ビル等に当社が設置した屋内配線があり、それに空きがあれば既に貸し出しを実施しております。



1-(2) FTTHサービスの屋内配線に対する当社の考え方 ①法的位置付け及び約款化について

■屋内配線には、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。 また、接続約款化し、当社に設置工事を義務づけたり、料金を規制することは、過剰な規制であると考えます。

【屋内配線の法的位置付けについて】

- ・ 屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。
- ①屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。
- ②現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線 通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業 者(CATV事業者)等、様々です。
- ③また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があります。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者様におかれても同様に実施することが可能であり、現に実施しています。

【引き通し形態の場合の法的位置づけについて】

・ 当社は、お客様から新規にフレッツ光サービスをお申込み頂いた際に、戸建て住宅においては、コスト削減の観点から、キャビネット設置を省略する「引き通し」工法で工事を実施する場合がありますが、「引き通し」は屋内配線工事の一工法に過ぎません。 当社は、「引き通し」工法で工事を実施した場合でも、お客様に屋内配線の利用料をお支払いいただいており、工法の違いによって制度的な位置づけが変わるものではないと考えます。

【「接続を円滑に行うために必要な事項」として接続約款化することについて】

- 前述のとおり、屋内配線は誰もが自由に設置できる設備であることから、これを接続約款化し、当社に設置工事を義務づけたり、 料金を規制することは、過剰な規制であると考えます。
- ・ しかしながら、当社は、平成18年11月の情報通信審議会のヒアリングの際に、「他事業者様から要望があれば、ビジネスベースで屋内配線工事を実施する旨」表明しており、その後、ご要望いただいた他事業者様に対し、ご指定のエリアで、昨年9月末から受託工事を実施しています。

その際の工事料金は、当社がお客様から注文を受け付けた場合と同じ材料・品質・工法で工事を実施していることから、当社ユーザ約款に定める料金としています。

なお、当該事業者様は、自ら工事を実施するか、あるいは自ら工事会社に委託すれば、工事品質等を含めた価格交渉が可能であるにもかかわらず、あえて当社に工事を委託されるのは、当社の料金が自ら工事を実施される場合等に比べて妥当な価格であると判断された結果であると考えます。当該事業者様は、当社に工事を依頼されたエリア以外では、これまで自ら工事を実施されてきており、当社に依頼しなければ工事が出来ないわけではありません。

【無効派遣費用について】

・ 無効派遣費用は、当社が他事業者様からの委託を受けてビジネスベースで工事を実施する際に、ご指定の期日に工事に伺ったにもかかわらず、お客様のご不在等により工事ができなかった場合に、工事要員のお客様宅への無効派遣と再度の工事日設定に係る実費相当額をいただいているものであり、当該お客様から申込みを受けた他事業者様にご負担していただく必要があります。

【その他】

・ 総務省殿が平成21年2月24日に情報通信審議会に諮問された参考資料『屋内配線について』の中に、引込線工事費(6,149円) と屋内配線工事費(20,800円)が比較して記載されていますが、引込線工事費6,149円には、引込線敷設の工事費が含まれておらず、 これを含めますと約2.5万円となります。

1一(2) FTTHサービスの屋内配線に対する当社の考え方 ②転用ルールについて

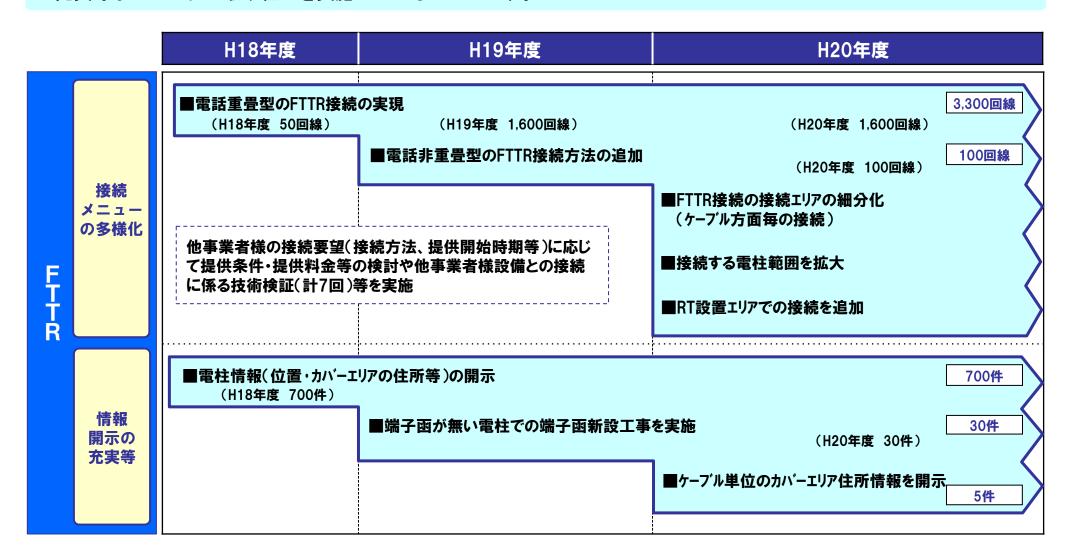
- ■屋内配線は事業者間で転用できるようにすることが望ましいが、屋内配線は、お客様のご了解をいただいて、お客様宅内に設置させていただく設備であるため、お客様のご指示に従って対応せざるをえず、ルール化に馴染まないと考えます。
- ■また、屋内配線は、光コンセント化を進めているが、現時点では、他事業者様を含めて、再利用したくても出来ない仕様・工法のものが多く、まずは、再利用できるような仕様・工法にしていく必要があると考えます。
- ■このように様々な課題が存在することから、当社だけでなく、他事業者様も含め、関連する業界全体として取り組んでいくことが必要であると考えます。
 - お客様がキャリアチェンジをされる場合、転用できる屋内配線は事業者間で転用することが望ましいと考えますが、屋内配線は、お客様のご了承をいただいて、お客様宅内に設置させていただく設備であるため、基本的にはお客様のご指示に従って対応せざるをえず、以下のように、お客様の要望は様々であるため、ルール化は難しい面があると考えています。
 - ① 屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があり、 お客様が廃止され、あるいは新たに申込まれるサービスの種類や事業者によっても、採用されている技術や設備仕様が様々です。
 - ② お客様がキャリアチェンジをされる場合といっても、光サービス相互間もありますが、ADSLやCATV、無線(携帯・PHS等)等、様々なケースがあります。また、お客様がキャリアチェンジを申し込まれるタイミングについても、同時にキャリアチェンジが行われるケース、一定の期間は2つのサービスを重複して利用されるケース、一旦サービスを廃止されてから一定期間経過後に新たにサービスを申し込まれるケース等があります。さらに、実際には、廃止後にご利用になるキャリアや申込以前にご利用になっていたキャリアの情報をお客様から聞き出す事は大変難しく、お客様宅へ工事に伺ってみてはじめて宅内にどんな設備があるのかわかるというのが実情です。

こうした点を踏まえると、転用ルールと言っても、「お客様宅内に既設の使っていない屋内配線があった場合に、他の事業者から再利用の申込があればそれを貸し出す」ということについて、事業者相互間で意識を合わせることが当面必要なことではないかと考えます。

- 当社は既に、ビル等に当社が設置した屋内配線があり、それに空きがあれば貸し出すこととしており、これまでに約5.6万回線の貸出実績があります。他事業者様においても、同様の場合には、当社に貸し出していただきたいと考えます。
- ・ また、当社は戸建て住宅についても、昨年より光コンセント化を推進し、屋内配線を再利用できるようにしていく考えですが、現時点では、既設の屋内配線は、他事業者様を含めて、再利用したくても出来ない仕様・工法のものが多く、まずは、再利用できるような仕様・工法(光コンセント化)にしていくことが必要であると考えます。
- このように様々な課題が存在することから、当社だけでなく、他事業者様も含め、関連する業界全体として取り組んでいくことが必要であると考えます。

2-(1) ドライカッパのサブアンバンドル(FTTRサービス)に対する当社の取り組み

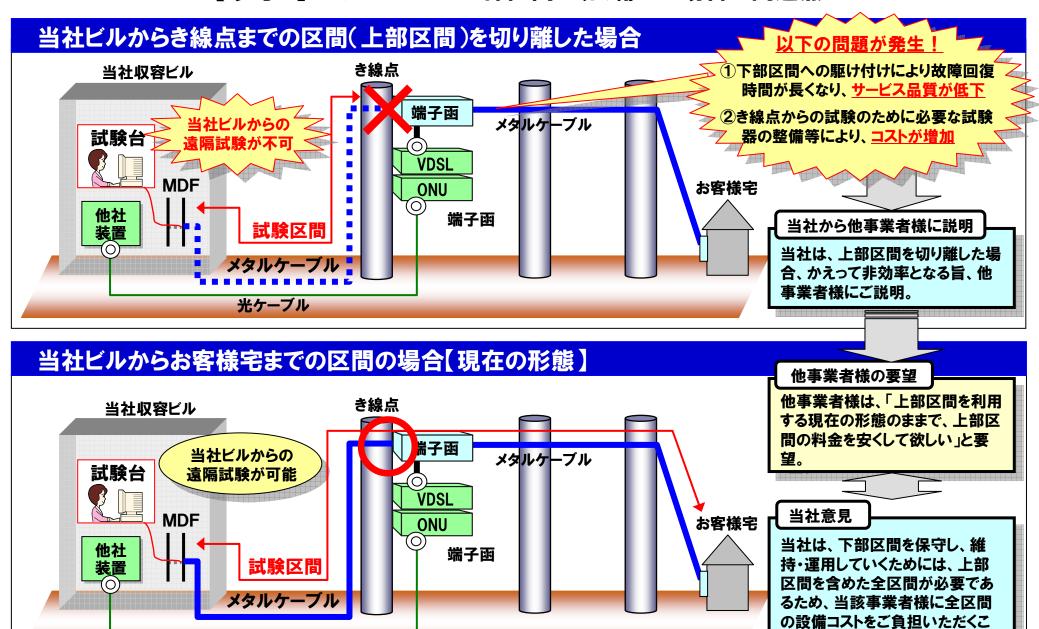
■当社は、他事業者様からのFTTRサービス実現に向けた多様な要望に応じて、接続メニューの多様化や情報開示の 充実等オープン化の取り組みを実施しているところです。



2-(2) ドライカッパのサブアンバンドル(FTTRサービス)に対する当社の考え方

- ■ドライカッパの下部区間(き線点からお客様宅まで)を保守し、維持・運用していくためには、上部区間を含めたドライカッパの全区間が必要であるため、当該事業者様に全区間の設備コストをご負担いただく必要があると考えます。
 - ・ 当社は、他事業者様がFTTRサービスを提供するために必要とされる①ダークファイバ、②メタル回線、③電柱、を貸し出すとともに、④電柱上に設置される他事業者様の端子函と当社端子函の間の接続用ケーブルの設置工事等を実施しています。その結果、現在、①ダークファイバ約2千回線、②メタル回線(電話重畳型)約3千3百回線、メタル回線(電話非重畳型)約1百回線、③電柱約2千本をご利用いただいているところです。
 - ・ こうした中で、他事業者様から、「電話非重畳型のFTTRサービスを提供する際に利用するドライカッパの当社局舎〜き線点までの区間(上部区間)は、自社サービスには使わないため、これを切り離して、き線点〜お客様宅までの区間(下部区間)のみの料金設定をして欲しい」との要望を頂きました。
 - これに対し、当社は、「ドライカッパの下部区間の保守を行うためには、上部区間を用いて、当社局舎内から、上部区間と下部区間の全区間の切り分け試験を行なう方法が経済的に最も効率的であり、仮に、上部区間を切り離して下部区間のみで切り分け試験等保守を行うこととした場合には、下部区間への駆け付けに係る時間やき線点からの試験のために必要な試験器の配備等追加的な費用が必要となるため、非効率な運用になると考えている」旨ご説明してまいりました。
 - その結果、当該事業者様に、上部区間を切り離した場合は、かえって非効率な運用になることをご理解いただけたものと考えており、要望の内容は、「保守用に上部区間を使用する現在の設備形態のままでドライカッパの料金だけを安くして欲しい」という点に絞られたものと考えております。
 - ・ 当社としましては、当該事業者様が利用されているドライカッパを保守し、維持・運用を行っていくためには、上部区間を含めた ドライカッパの全区間が必要であるため、当該事業者様に全区間の設備コストをご負担いただく必要があるものと考えております。

【参考1】ドライカッパの上部区間を切り離した場合の問題点

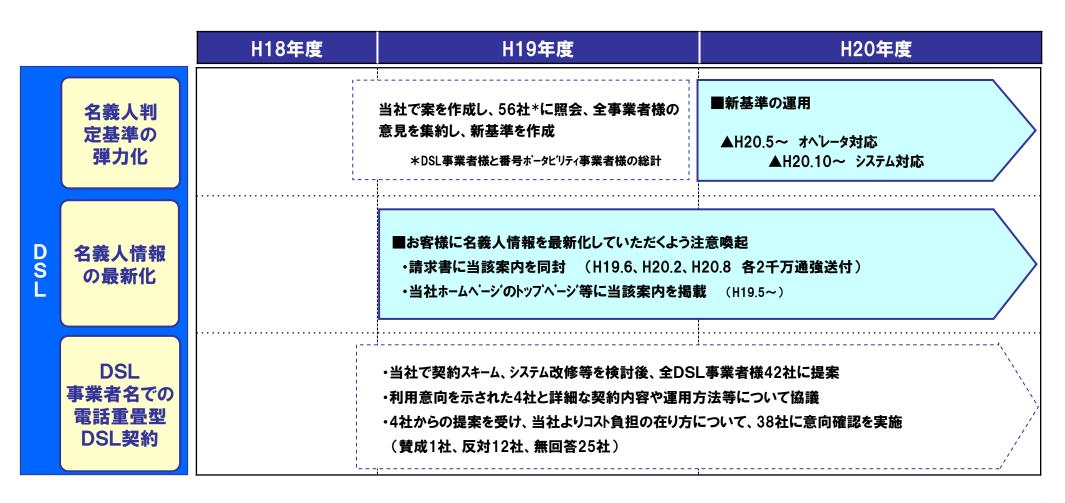


光ケーブル

とが必要。

3-(1) DSLサービスに対する当社の取り組み

- ■当社は、他事業者様がDSLサービスを円滑に提供できるよう、以下のような取り組みを実施しているところです。
 - ①名義人判定基準を弾力化した新基準を作成し、オペレータやシステムによる運用を実施
 - ②お客様に名義人情報を最新化していただくよう注意喚起を実施
 - ③DSL事業者名での電話重畳型DSL契約の検討を実施



3-(2) DSLサービスに対する当社の考え方 1名義人情報の最新化

- ■当社は、お客様に名義人情報を最新化していただくよう注意喚起するため、請求書に当該案内を同封(累計6千万通以上) したり、当社ホームページのトップページ等に当該案内を掲載しており、今後も引き続き取り組んでいく考えです。
- ■事業者間相互での番号ポータビリティの増加に伴い、お互いに名義人を確認する必要が生じているため、名義人情報の最新化は、当社だけでなく、他事業者様も含め、業界全体として取り組んでいく必要があると考えます。

【これまでの当社のDSLサービス申込への取り組みについて】

- 当社は、他事業者様からDSLサービスに係る接続の申込みを受け付けた際に、名義人の確認が円滑に行なわれるよう、これまで以下のような取り組みを実施してまいりました。
- ① 名義人の確認結果を即時回答する名義人即時回答システムの構築(平成15年9月~)
- ② 名義人の判定基準を弾力化して、オペレータによる運用を開始(平成20年5月~)
- ③ 名義人即時回答システムを②の弾力化を反映したものに改修(平成20年10月~)

【当社における名義人情報の最新化の取り組みについて】

- ・ また、当社は、他事業者様からの名義人情報の最新化に努めてほしいとの要請に応え、平成19年から以下のように、お客様に名義 人の最新化を促す取組みを始めたところであり、今後も引き続き取り組んでいく考えです。
- ① 請求書に同封しているお客様案内冊子「ハローインフォメーション」に、名義変更を注意喚起するご案内を継続的に掲載しています。(平成19年6月号、平成20年2月号、平成20年8月号: 毎回 2,000万通以上)
- ② 当社公式ホームページのトップページや料金に関するアクセスの多いWeb料金明細ページにおいて、お客様に名義変更を注意 喚起するご案内を掲載すると共に、名義変更手続き書類をダウンロードできるようにしています。 (平成19年5月~)

【業界全体として名義人情報の最新化に取り組む必要性について】

過去においては、DSLサービスや当社から他社への番号ポータビリティなど、他事業者様が当社に接続の申込みを行う際の問題でしたが、最近では、事業者相互間の番号ポータビリティが増加しており、当社が他事業者様に接続(番号ポータビリティ)の申込みを行なった際に、名義人が一致せず、接続に支障が生ずるケースが増加しています。こうした問題は、番号ポータビリティを利用している他事業者相互間でも発生しているものと考えます。

したがって、名義人情報の最新化の問題は、当社だけでなく、他事業者様を含め、業界全体として取り組んでいく必要があると 考えます。

3-(2) DSLサービスに対する当社の考え方 ②DSL事業者名での電話重畳型DSL契約

- ■当社は、「DSL事業者名での電話重畳型DSL契約」について、利用意向を示された4事業者様と協議を重ね、契約内容や業務仕様・お客様への周知方法は、概ね意見が一致したものと考えております。
- ■現時点では、システム改修等に係る費用の負担方法について、利用意向を示された事業者様と利用意向のない事業者様と の間で意見の相違がありますが、当社は、事業者様間で費用負担方法についての合意が図られ次第、所要の準備を進め ていく考えです。

【「DSL事業者名での電話重畳型DSL契約」への取組みと運用方法の確定について】

・ 当社は、平成18年11月の情報通信審議会のヒアリングにおいて、「名義人からの苦情対応、損害賠償請求等、これに起因して 発生する全てのトラブルについて、他事業者様が当社に代わって全責任を負っていただけるのであれば、名義人の確認を省略した電 話重畳型のDSLサービスの申込みを検討する」旨を表明いたしました。

その後、当社において「DSL事業者名での電話重畳型DSL契約」を実現するための契約スキーム等について検討を行い、その 具体案を平成19年11月に全DSL事業者42社に提案したところ、5社から利用の意向がありました。

そこで、利用意向を示された5社と、更に詳細な契約内容や業務仕様・お客様への周知方法・システム改修等に係る費用の負担方法等について協議を重ね、システム改修等に係る費用のDSL事業者間の負担方法以外は、概ね意見が一致したものと考えております。

【事業者間の費用負担方法について】

システム改修等に係る費用の負担方法について、当社は「本契約スキームを利用する事業者で負担する」案を提案いたしましたが、利用意向を示された4社(1社は利用意向を撤回されました。)からは「本契約スキームを利用する事業者だけでなく、本契約スキームを利用しない者を含め、全DSL事業者42社で負担する」案が示されました。

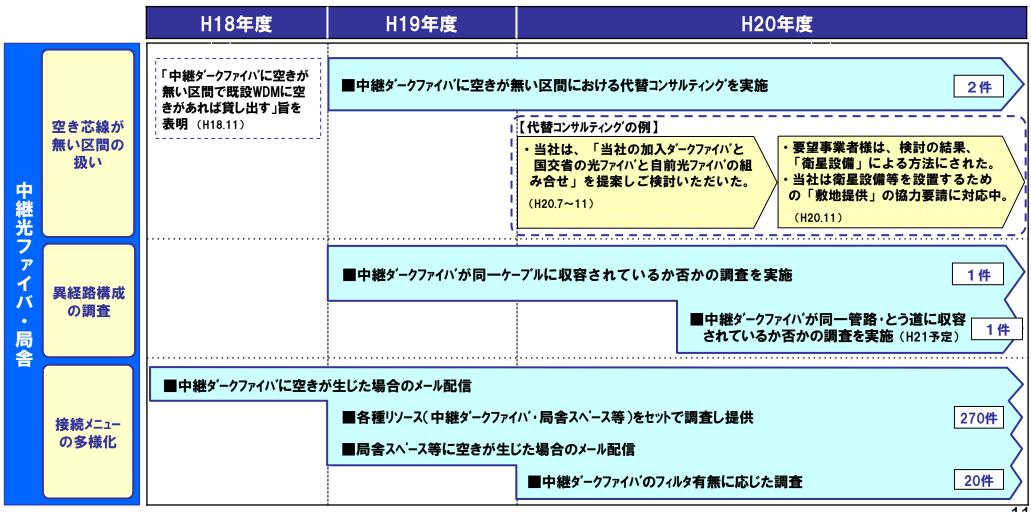
そこで、利用意向を示された4社の依頼を受けて、当社において、利用意向を示されなかったDSL事業者様38社に「本契約スキームを利用しない事業者を含め全DSL事業者で負担する」案について意見照会をしたところ、賛成1社、反対12社、無回答25社という結果になり、反対意見が多数を占めました。

【今後の当社の対応について】

・ 当社としては、利用意向を示された事業者様と利用意向のない事業者様との間で費用負担方法についての合意が図られ次第、電話サービス契約約款の改正やシステム改修等、所要の準備を進めていくこととしております。

4-(1) 中継ダークファイバ・局舎に対する当社の取り組み

- ■当社は、中継ダークファイバに空きが無い区間における代替コンサルティング手続きを新設し、他事業者様の要望に 応じてコンサルティングを実施をしています。
- ■また、中継ダークファイバの異経路構成の確認についても、他事業者様の要望内容に応じた調査を既に実施しています。



4-(2) 中継ダークファイバに対する当社の考え方

①中継ダークファイバの空き芯線がない区間におけるWDM装置の設置

■当社は、中継ダークファイバに空き芯線がない区間において、既にWDM装置が設置されており、空きがある場合には、他事業者様に貸し出しを行う旨を表明しております。また、他事業者様からの要望に応じて、代替手段のコンサルティングをさせていただく手続きを接続約款に規定し、現在までに、2社からご要望を頂いているなど、当社において可能な施策は全て実施しております。

【既設WDM装置の貸出ルールの整備について】

当社は、平成18年11月の審議会のヒアリングにおいて、「中継ダークファイバの空き芯線がない区間において、既にWDM装置が設置されており、空きがある場合は、他事業者様に貸し出しを行う」旨を、表明いたしました。

また、当社は、平成19年11月には、中継ダークファイバの空き芯線がない区間について、他事業者様からの要望に応じて、代替手段のコンサルティングをさせていただく手続きを接続約款に規定し、現在までに、2社の事業者様からコンサルティングの要望をいただきました。

以上のとおり、当社において可能な施策は全て実施しており、新たな貸出ルールの整備は必要ないものと考えます。

【既設WDM装置を貸し出す際の接続料の算定方法について】

 現時点では、当社の既設WDM装置を他事業者様に貸し出した実績はありません。今後、当社のWDM装置が設置されている区間に、 他事業者様からの貸し出し要望があった際に、WDM装置の接続条件や費用負担等を事業者間で協議させていただきますが、WDM 装置を貸し出す際の接続料については、区間によって設置されているWDMの種類や容量、空き波長の状況等は区々であるため、個 別区間の実情を反映したものにしたいと考えております。

なお、今回の意見募集項目に、「WDM装置で波長分割した1波長と中継ダークファイバの1芯を同一の単位として捉えるべきか」といった項目がありますが、WDM装置で波長分割した1波長は、中継ダークファイバの1芯と利便性や効用が異なることから、同一の単位として取り扱うべきではないと考えます。

【既設WDM装置がある区間の情報開示について】

・ 空き波長がある既設WDM装置があるか否かは、上述の代替手段のコンサルティング手続きの中で対応しておりますので、それをご利用頂きたいと考えております。

なお、個々の要望に応じて調査するのではなく、当社の既設WDM装置の設置状況や空き波長の状況を一覧で開示することについては、全中継区間においてWDM装置の設置・空き状況を把握して、その状況が変動する都度更新することになるため、システム化が不可欠ですが、それには相当なコストと期間が必要になります。

他方、これまでに、代替手段のコンサルティングを要望されたのは2社であることを踏まえると、現時点においてコストのかかるシステム化を行うよりも、個別の要望に応じて対応させていただくほうが他事業者様にご負担いただく費用も少なくてすむものと考えます。

- ■現行の接続ルールは、既設の設備量の範囲内で貸し出すルールであり、新たに設備を構築することまでを強制する ものではないと考えます。
- ■非ブロードバンド地域の解消に向け、当社も様々な取り組みを行っておりますが、国や自治体等の支援が不可欠です。また、ブロードバンド化にあたっては、光ファイバだけではなく、無線設備や衛星設備など幅広い技術的な検討を行った上で、解決策をさがしていく必要があると考えます。

【新たなWDM装置の設置を当社に義務づけることについて】

現行の接続ルールは、既設の設備量の範囲内で貸し出すルールであり、新たに設備を構築することまでを強制するものではないと 考えます。

したがって、既設WDM装置がない区間においては、要望される事業者様において、中継ダークファイバやWDM装置等を設置して対応していただきたいと考えます。

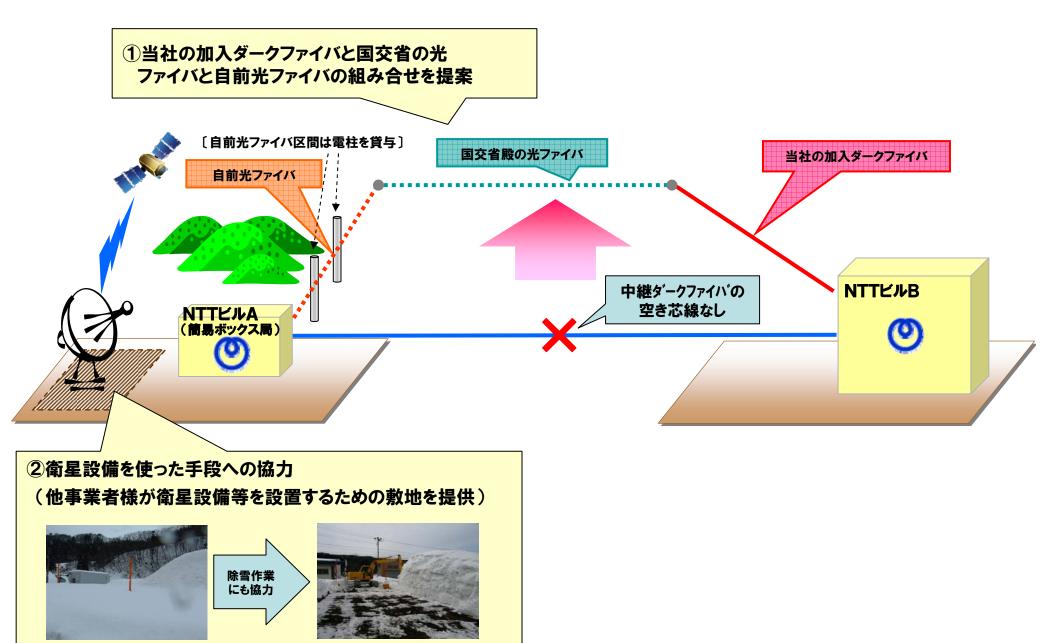
【非ブロードバンド地域における基盤整備等について】

当社は、これまで、非ブロードバンド地域の解消に向け、自治体等と連携して光サービスのエリア拡大を図るなど、様々な取り組みを行ってきており、今後も継続して実施していく考えです。

しかしながら、今なお残されている地域は、民間だけではその解消が困難な地域が多く、国や自治体等の支援が不可欠です。また、ブロードバンド化にあたっては、通信だけでなく放送や行政サービスなど幅広い用途を視野に入れた検討や、光ファイバ(当社、他社、国、自治体等)だけでなく、WiMAX等の無線設備や衛星設備など幅広い技術的な検討を行った上で、最適な解決策をさがしていく必要があると考えます。

非ブロードバンド地域の解消に向けて、自治体等を中心に様々な検討が行われた結果として、当社の中継区間にWDM装置を設置する以外に適切な解決策がないとして協力要請があった場合には、空き芯線の捻出に係るお客様及び他事業者様対応やWDM装置の新設に係る費用等、これに係る費用をご要望される自治体又は事業者様等にご負担いただくことを前提に、当社としても必要な協力をさせていただく考えです。しかしながら、空き芯線を捻出するためには、既存回線の収容替えに伴ってサービス中断が発生するため、事前にお客様や他事業者様から同意を得る必要があり、それには相応の費用や期間が必要になることから、より現実的な方法がある場合には、当社からもご提案させていただきたいと考えます。

【参考2】 中継ダークファイバの空き芯線がない場合における当社の協力例



4-(2) 中継ダークファイバに関する当社の考え方 ②中継ダークファイバに係る線路情報の開示

- ■当社は、既設の中継ダークファイバの異経路構成の確認について、調査実費をご負担いただいた上で、他事業者様の要望内容に応じて、既に2件の調査を実施しております。
- ■新規の中継ダークファイバの異経路構成の確保についても、同様の方法で実施可能と考えられるので、ご要望をいただければ、実施させていただく考えです。(ただし、道路管理者等からケーブルの移設を求められた際には、異経路構成が確保できなくなる場合があることを、予めご了承いただきたいと考えます。)

【既に設置している中継ダークファイバの異経路構成を確認する仕組みについて】

- ・ 既にご利用頂いている中継ダークファイバの異経路構成の確認については、調査実費をご負担いただいた上で、他事業者様の要望内容に応じた調査(例:数千区間に亘り中継ダークファイバが同一ケーブルに収容されているか否か、別のケーブルに収容されているが同一の管路・とう道を経由しているか否か、等)を実施しており、今後もこれまでと同様に対応させていただくこととしております。
 - ※これまでの調査実績:2件

【新規に中継ダークファイバをご利用頂く際に異経路構成を確保・保証する仕組みについて】

- 新規に中継ダークファイバをご利用頂く際に、異経路構成を確保して提供することについては、現時点では実績がありませんが、上記(既にご利用頂いている中継ダークファイバの異経路構成の確認)と同様の方法で、提供することは可能であると考えておりますので、要望される区間や内容を伺った上で、それに要する費用をご負担いただければ、提供させていただく考えです。ただし、新設時に異経路構成を確保しても、その後、道路管理者や電柱の土地所有者等から電柱やケーブルの移設、ケーブルルートの変更等を求められた際には、当社は応じざるを得ず、結果として異経路構成が取れなくなる事がありますので、提供後の異経路構成
 - の保証は出来ないという事をご理解いただいた上で、提供させていただく考えです。
- ・今回の提案募集で、ソフトバンク殿より、「中継ダークファイバの開示において、既存のルートコードとは別に、物理区間毎の I Dを新たに付与し、事前に接続事業者に開示することで、接続事業者が異経路構成を予め確保することができるようにすべき」とのご意見がございましたが、ご要望に応じるためには、改めて設備の現状調査を実施し、データベースを全面的に構築し直した上で、業務オペレーションシステム、申込受付システム、情報開示システムの大規模な開発と今後のデータベースの維持管理作業が必要になります。その結果、当該費用の負担方法にもよりますが、要望される事業者様のご負担が現在の調査実費に比べて、かなり高額なものとなったり、中継ダークファイバの接続料の値上げを招くことが想定されます。したがって、現在当社が実施している上記と同様の方法により、個別のご要望に応じて対応させていただくほうが他事業者様にご負担いただく費用も少なくてすむものと考えます。